

～解説～

【第一問】

- 問1 相続の納税義務の免除の特例と役務の提供の国内判定に関する個別理論である。
内容自体は特に難しくないので、精度よく解答できたかがポイントとなる。また、役務の提供の国内判定は、電気通信利用役務の提供に係る改正も行われているため、確実に解答してほしい。
- 問2 消費税の取引区分を問う事例問題である。
個々の内容は特に難しくないので、理由は個々に精度の問題はあるかもしれないが、取扱いは確実に合せてほしい。
詳細は、解答を参照すること。

【第二問】

新設合併と吸収合併を絡めた総合問題である。全体的に内容自体は難しくないので、問題の指示不足、問題ミス等が目立つため、なかなか解きにくい問題である。

その中でも、解ける箇所を確実に解けるかが合格と不合格の境界線であろう。

1. 納税義務の判定に関する事項

(1) 前課税期間

設立事業年度であるため、基準期間及び特定期間はない。よって、新設合併の特例により、納税義務がある。

(2) 当課税期間

詳細は、解答を参照すること。

当課税期間は、吸収合併の特例と新設合併の特例の両方が考えられ、両者には適用順序がない。よって、条文番号の早い吸収合併から適用している。しかし、結果として新設合併の特例により納税義務がある。

2. 中間申告に関する事項

具体的な計算方法は、解答を参照すること。

(1) 前課税期間

新設合併の場合の中間申告であり、乙社及び丙社の税額を基礎に計算することとなる。なお、前課税期間は4月しかないため、3月中間申告は、1回のみだということを注意すること。

(2) 当課税期間

新設合併の場合の中間申告は、合併事業年度のみ適用されるため、当課税期間は適用されない。また、吸収合併の場合の中間申告が適用されそうであるが、丁社は設立以来免税事業者であるため、税額がないことから吸収合併の場合の中間申告は適用されない。

よって、通常の間申告を行う。なお、前課税期間は4月であることに注意すること。

3. 棚卸資産の調整に関する事項

マンションAは、免税事業者である丁社が取得したものであり、それを課税事業者である甲社が引き継いでいるため、棚卸資産の調整の適用がある。適用される税率は、マンションAの取得年月日が平成25年11月6日であるため、4%となる。

4. 売上に関する事項

(1) マンションAの販売収入は、建物と土地の販売収入であるため、按分する必要がある。問題には、時価の比率等が与えられていないため、取得価額により按分することとなる。この他、相続税評価額により按分することも認められる。

(2) 土地(宅地)の販売収入は、非課税取引となる。

(3) 未経過固定資産税は、土地及び土地持分に係るものは非課税取引、建物に係るものは課税取引となる。

(4) 不動産賃貸収入は、全て住宅の賃貸に係るものであるため、非課税取引となる。

(5) 平成26年6月3日に丙社が販売した土地付建物に係る割戻しは、土地と建物の販売価額の比で按分することとなる。なお、丙社は販売時において免税事業者であることから、建物に係る割戻しについては、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除の規定は適用されない。土地に係る割戻しは、土地の販売が課税資産の譲渡等に該当しないため、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除の規定は適用されない。

(6) 平成26年10月13日に丙社が販売した土地付建物に係る割戻しは、上記(5)と同様、土地と建物の販売価額の比で按分することとなる。なお、丙社は、販売時において課税事業者であることから、建物に係る割戻しについては、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除の規定が適用される。土地に係る割戻しは、上記(5)と同様、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除の規定は適用されない。

(7) 自社が使用しない旅行券の購入は、商品券の購入と同様に課税仕入れに該当しない。また、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除の規定は、現物は対象とはならないため、旅行券の交付については、たとえ、販売促進のためであっても、当該規定は適用されない。

5. 仕入に関する事項

課税売上高が5億円以下であり、かつ、課税売上割合が95%以上であるため、全額控除に該当する。課税仕入れの有無の判定は難しくないため、ほぼ完答が望める。

- (1) マンションCの仕入高は、建物部分は、課税仕入れに該当する。
- (2) 出張旅費のうち、通常必要と認められる範囲を超える部分は、給与に該当するため、課税仕入れに該当しない。
- (3) 給与負担金は、給与に該当するため、課税仕入れに該当しないが、旅費及び日当は、課税仕入れに該当する。
- (4) 慰安旅行費用（入湯税を除く）及び年会費、昼食代は、課税仕入れに該当する。
- (5) ゴルフ場利用税は、課税仕入れに該当しない。
- (6) 通勤手当は、通常必要と認められる金額であれば、所得税法上の非課税限度額を超過している部分であっても課税仕入れに該当する。
- (7) 軽油代のうち、軽油引取税は、課税仕入れに該当しない。
- (8) ソフトウェアの賃借は、所有権移転外リース取引に該当し、会計処理において賃貸借取引を行っているため、一括控除か分割控除の選択適用となる。問題上、指示がないため、解答上は、会計処理に併せて分割控除（結果、甲社に有利）を採用しているものとして解答している。

また、一括控除を選択した場合には、丙社が免税事業者であるため、何ら考慮されないが、分割控除を選択した場合には、支払時において課税事業者ならば、仕入税額控除の対象となることから、甲社は課税事業者であるため、当課税期間に支払ったリース料については、仕入税額控除の適用がある。

なお、合併により引き継いだ場合には、被合併法人の契約内容をそのまま合併法人が承継し、リース料のうち、利子相当額が明確な場合には、その部分については、課税仕入れに該当しない。

- (9) パソコンの賃借は、所有権移転か移転外かの指示がないが、会計処理として賃貸借取引として行っているという指示がないため、売買取引として会計処理を行っているものとして推定する。よって、所有権移転か移転外に関わらず、一括控除となる。
なお、リース料のうち、利子相当額が明確な場合には、その部分については、課税仕入れに該当しない。
- (10) 未経過固定資産税を支払った場合には、資産の取得の対価であるため、建物部分は、課税仕入れに該当する。
- (11) 貸倒損失は、土地付建物に係る売掛債権であるため、按分して建物部分のみが貸倒れに係る税額控除の対象となる。
なお、計算をする際は、手付金額を相殺して計算することに注意すること。
- (12) 居住用賃貸マンションの賃借人に支払った立退料は、賃貸人が支払っているため、課税仕入れに該当しない。

6. 営業外損益に関する事項

- (1) 居住用賃貸マンションの明渡し遅滞による賠償金は、実質的には、賃貸料であるため、非課税取引となる。
- (2) 保険金は、不課税取引となる。
- (3) 対価補償金は、倉庫の譲渡対価であるため、課税取引となる。また、移転補償金は、不課税取引となる。

7. 調整対象固定資産に関する事項

具体的な取扱いは、解答を参照すること。本問の場合、調整対象固定資産を誰が取得したのかが、問題上明確にされていないものがあったため、業種等に基づ次のとおり判断をして解答を作成している。

- (1) 本社建物：乙社が土地の造成費用を支出していることから乙社が取得したものとして判断した。
- (2) 居住用賃貸マンション：丙社がリフォームを行っていることから丙社が取得したものとして判断した。
- (3) 運送用トラック：乙社がロゴマークと会社名の舗装費用を支出していることから乙社が取得したものとして判断した。
- (4) 商標権：不動産賃貸業及び不動産売買業を営む丙社が所有するとは考えにくく、特殊鋼の切断加工販売業を営む乙社が所有していると考えるのが妥当であるため、乙社が取得したものとして判断した。
- (5) ソフトウェア：判断できない。しかし、当課税期間は第3年度の課税期間に該当せず、また、転用の事実もないため、特に問題にはならない。

8. その他に関する事項

- (1) 国外移送が行われた場合には、その資産に係るF O B 価額を課税売上割合の計算上、分母、分子に加算することとなる。この場合F O B 価額（輸出するまでに係る費用の合計）は問題に指示がないため、各自計算（パソコンの本体の購入費用＋通関費用）する必要がある。

※保険料は輸出するために支出費用と指示があるため、国内保険料ではなく、海上保険料として判断し、F O B 価額に含めていない

- (2) パソコンは、課税仕入れに該当する。